

各位

上場会社名	株式会社エディオン
代表者の役職氏名	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
コード番号	2730 (東証・名証 各市場第一部)

上新電機株式会社等による営業秘密の不正使用に対する 民事提訴の判決に関するお知らせ

当社は本日、上新電機株式会社（以下、「ジョーシン」）および当社元幹部従業員（以下、「元従業員」）を相手取って大阪地方裁判所に2016年4月25日付にて提訴いたしました民事訴訟（以下、「本訴訟」）について、下記のとおり判決を得ましたのでお知らせいたします。

記

【判決の概要】

（請求の趣旨） 不正競争防止法違反に基づく営業秘密の使用差止
および同法違反に基づく損害賠償請求（訴額 50 億 160 万円）

（判 決） 請求の一部認容

- ・ジョーシンおよび元従業員は、当社から不正に取得した営業秘密の一部を使用し、または第三者に開示もしくは使用させてはならない。また、それらの営業秘密を削除せよ。
- ・ジョーシンおよび元従業員は、当社に対し連帯して1,815万円と平成28年5月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

【経 緯】

当社元従業員は2013年12月末に当社を退職した後、翌2014年1月にジョーシンに入社しましたが、その後、元従業員により当社のリフォーム事業に属する機密情報がジョーシンに流出した懸念が生じました。社内外の調査を行った結果、元従業員による数万件に及ぶ当社営業秘密が不正に取得され、また、それらがジョーシンで利用されたことが確認されました。

この事態を受け、2014年8月に元従業員を刑事告訴したところ、当該元従業員は起訴され、後に有罪判決が確定し、ジョーシンは起訴猶予処分となりました。

その後、当社は元従業員の刑事事件における記録の確認に加えて、この刑事事件にて押収された証拠物件の保全手続を行った上で、2016年4月25日付けにて、ジョーシンおよび元従業員を相手取り、当社のリフォーム事業に関する営業秘密の不正使用について、その差止めおよび、不正使用によって作成された事業管理用のソフトウェア・各種社内資料・店舗展示用ディスプレイ設備等の廃棄に加え、50億円の損害賠償を求めて、大阪地方裁判所に本訴訟を提起いたしました。

本訴訟の審理において大阪地裁第26民事部は、2018年6月21日、ジョーシンによる当社の営業秘密の不正使用を認定し、その後、具体的な損害の範囲および金額に関する審理が続いておりました。

[今後の対応]

当社は、ジョーシンが当社の秘密情報を利用して、リフォーム事業を起こし、現在に至るまでこれらの不正使用行為を継続している事実は、事業者に正当な競争行為を行う意欲を低減させることになりかねないとの考えから本訴訟の提訴に至りました。

今回の判決で、当社から不正に取得した営業秘密のうち、主要となるもののほとんどについて使用差止めが認められたことは妥当なご判断をいただいたものと認識しておりますが、当社の請求の全てが認められなかったことは誠に残念であり、本訴訟に関する今後の当社の対応については、判決内容を精査した上で改めて判断いたします。

以上

お問い合わせ先
経営企画部 広報課 電話番号 06-6202-6016